

政策企画委員会の構成及び運営に関する細則を次のように定める。

平成16年6月2日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

### 運営評議会の構成及び運営に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第5条第4項の規定に基づき、同条第1項から第3項に定めるもののほか、運営評議会の構成及び運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 運営評議会は、理事長及び学識経験者等委員15名程度で構成する。

(委嘱期間)

第3条 委員の委嘱期間は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議等)

第4条 運営評議会は、理事長が招集し、理事長が主宰する。

(議事録の公開)

第5条 運営評議会は、会議の議事録を公開するものとする。

(庶務)

第6条 運営評議会の庶務は、政策企画部総合計画課が処理する。

附 則

この細則は、平成16年6月2日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第27号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第2項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第14項及び第15項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年細則第1号）

(施行期日)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第16号）抄

(施行期日)

1 この規程は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年細則第13号）

この細則は，平成 26 年 11 月 4 日から施行する。